

○飯塚市章の使用に関する取扱要綱

平成26年7月29日
飯塚市告示第258号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の市章(平成18年飯塚市告示第1号。以下「市章」という。)を飯塚市(以下「市」という。)以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 市長は、市章の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用を承認しないものとする。

- (1) 市の尊厳及び品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 営利又は宗教的活動を目的として使用するとき。
- (3) 市の事業と混同されるおそれがあるとき。
- (4) その他承認することが不相当と認められるとき。

2 市章は、定められた形状で使用しなければならない。

(使用申請)

第3条 市章を使用する者は、飯塚市章使用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに使用の目的、内容等を審査し、使用の可否を飯塚市章使用承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、市章の使用を承認するときは、必要により条件を付することができる。

(承認事項の変更)

第5条 前条第1項により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた事項等を変更しようとするときは、飯塚市章使用変更申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(事業報告)

第6条 使用者は、市章使用物の写真を作成後速やかに飯塚市章使用報告書(様式第4号)により市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 市の付した条件に違反したとき。

(3) その他使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 前項の取消しは、飯塚市章使用承認取消し通知書(様式第5号)により、使用者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認を取り消された場合において、使用者に損害が生じても、市は、その損害の責めを負わないものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

飯 塚 市 章 使 用 申 請 書

年 月 日

(宛先)

飯塚市長

申請者 住 所

氏 名

印

下記のとおり飯塚市章の使用承認を得たいので申請します。

記

使 用 目 的	
使用 方法 又は 製 作 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する数又は 製 作 する 数	

※事業計画書、図面、位置図等、該当事業に係る仕様が分かる書類を添付して下さい。

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

飯塚市章使用承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飯塚市章使用承認については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

使用目的	
使用方法又は 製作方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用条件	

2 不承認とする

理由	
----	--

飯塚市章使用変更申請書

年 月 日

(宛先)

飯塚市長

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付けで承認を受けた市章使用物について、下記のとおり使用計画の変更し、又は中止したいので承認されるよう申請します。

記

変 更 内 容	変 更 ・ 中 止
変 更 部 分	

※事業計画書、図面、位置図等、該当事業に係る仕様が分かる書類を添付して下さい。

飯 塚 市 章 使 用 報 告 書

年 月 日

(宛先)

飯塚市長

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付けで承認を受けた市章使用物について、下記のとおり作成
しましたので報告します。

記

使 用 の 目 的	
作 成 物	(作成物の写真添付)
作 成 日	年 月 日

様式第5号(第7条関係)

飯塚市章使用承認取消し通知書

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付け第 号により承認しました飯塚市章の使用承認について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

使用目的	
使用方法又は 製作方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する数又は 製作する数	
使用条件	
取消し理由	
取消しに伴う 指示事項	
備考	